

# 唐代の捉錢戸について

横 山 裕 男

## 一 は し が き

國家の政治は獨り天子のみによつて行われるものではなく、多數の官吏を手足のように驅使することによつて初めて可能である。ここに如何にして手足たる官吏の生活を支えてやるかが問題となる。

唐代に於いては、公廩本錢、食利本錢等というものがあつて、人を招いてこれを運営させて利息を徴収し、この利息を官僚の俸給にあてて居た。

唐代官僚の俸給は、初め、俸錢及び祿米の二本建であつて、俸錢は文字通り錢を給するものであり、祿米は米を給するものであつた。<sup>(1)</sup>この中、祿米は至徳年間以降は廢止されて居る。<sup>(2)</sup>俸錢は一時中斷することはあつたが唐一代を通

じて支給されて居る。<sup>(3)</sup>この俸錢支給のための財源となつたのが、公廩本錢である。公廩本錢は元來唐初に於ける政府の財源不足を補うための便宜上の措置であつたが、財政支出が次第に擴大し、正規の稅收入だけでは官僚の俸給を確保することがおぼつかなくなると、此が恰も官僚の俸給支給のための正途の収入であるかのように扱われるようになった。それのみでなく、德宗の貞元以後は、更に廣く本錢を設けてこれを出舉し、利息を徴収して官僚の俸給のみならず、他の必要な支出の財源とすることとなつてきたので、本來の官僚の俸給に對するものを特に食利本錢といつて區別しなければならなかつた。<sup>(4)</sup>

公廩本錢の支給を受け、これを運轉して、一定の利息を國家に納入する仕事(色役の一種と考えられる)<sup>(5)</sup>を請負う者

が、本稿でとりあげた捉錢戸である。

ところで、捉錢の役が一般人民の色役に歸せられる迄には、公廩本錢運營の方法も幾度か變遷して居るのであつて、最初から捉錢戸にその運營が委ねられたのではない。そこで、先ず公廩本錢の運營が捉錢戸の手に移る迄の變遷について、大まかな觀察をしておく方が便利であろうかと思はれる。

#### 補註

(1) 通典卷三十五職官十七祿秩、貞觀二年の條。

なお、これらの俸祿は元來正途の稅取で賄われるべき性質のものであつたことは、この條の夾注に、

以民地租、充之。

とあることによつて明白であらう。

(2) 通典卷三十五職官十七祿秩、貞觀二年の條の夾注に、

凡京文武官。每歲給祿。總一十五萬一千五百三十三石二斗。自至德之後不給。

とある。

(3) 唐會要卷九十一内外官料錢上 天寶十四載の條、同乾元元年の條等に見えるように、安史の亂の中では料錢は一切支給されなかつた。けれども廣徳二年に青苗錢を課税して官僚の俸料とすることがきめられ、永泰二年に、青苗錢四百九十萬貫を得てこれを百官に支給して居る。(冊府元龜卷五百六俸祿二)

(4) 唐會要諸司諸色本錢、冊府元龜俸祿の項に、食利本錢の名が現れるのは貞元以後のことであるが、公廩本錢が館驛の費用等の爲にも設けられたことが開元二十六年の條に見えて居る。

(5) 唐會要卷九十三諸司諸色本錢下 元和二年六月の條に、中書門下上言。……其兩省納課陪廚戶及捉錢人。總一百二十四人。望令歸府縣色役。勅旨。從之。

とある。つまり、捉錢人はこれまで官司の役に充てられて居つたものを、本來の府縣の色役に歸したのである。詳しくは後章を参照されたい。

## 二 公廩本錢の成立と發展

私の考では、公廩本錢はもと隋の制度を沿襲したものであるが、唐に入つて初めて設けられたのは太宗の貞觀初年のことであつたろうと思ふ。<sup>(1)</sup>

通典卷三十五職官十七祿秩 貞觀二年の條に、<sup>(六二八)</sup>

其俸錢之制。京司諸官。初置公廩。<sup>(2)</sup> 令行署及番官與易。

以充其俸。

とあり、京師にある諸官衙の官僚の俸給は、公廩本錢を置いて行署、番官等の京司の吏に與易させてその利益をもつて賄つて居る。<sup>(3)</sup> 唐會要卷九十一内外官料錢上に、

武徳已後。國家倉庫猶虛。並給公廩本。令當司令史番官。

廻易給(納)利。……………

とあるのによれば、公廩本錢の設置は國家の財源不足によるものであつたことがわかるであろう。民地の租を以つて俸給に充てるという原則はすでに國初から實行出來ないことであつたのである。

(六三八)

貞觀十二年になると、公廩本錢を罷めて、胥士の賃錢によつて居る。即ち、通典卷三十五職官十七祿秩 貞觀十二年の條に、

罷公廩。置胥士七千人。取諸州上戸爲之。準防閤之制而収其課。三歲一更。計員多少而分給。

とあり、上戸七千人を擇び取つて、防閤の例によつて賃錢を徴収して官僚の俸給にあてて居る。防閤の賃課の最高額は年二千五百文である。<sup>(4)</sup>ここに於ける胥士は云うまでもなく、實役を目的とするものではないから、防閤賃錢の最高額に相當する二千五百文の錢の納入を要求されたわけである。この數から計算すると、年間國庫に入る錢數は一萬七千五百貫文になる。しかし、これだけの収入では尙、俸給支給のためには不足を覺えたので、貞觀十五年には再び公廩本錢が設置された。通典卷三十五職官十七祿秩、同年の條に、

以府庫尙虛。勅。在京諸司。依舊置公廩。給錢充本。置令史・府史・胥士等。令廻易納利。以充官人俸。

とあり、文献通考卷五 征權六 同年の條に、

復置公廩本錢。以諸司令史主之。號捉錢令史。每司九人。補於吏部。所主纔五萬錢。以下市肆販易。月納息錢四千。歲滿受官。

とあつて、今度は、令史、府史、胥士等の胥役に最高五十貫文の本錢を與えて商賣をさせて月四貫文の利息を徴収して居り、利息の納入に滞りなき者には官を授ける規定であつた。これらの令史は特に捉錢令史と稱して他の令史と區別して居る。捉錢という語がここに至つて史上に登場する。これまでは利益に應じて徴収するのであつて、本錢に對する利息を徴収したわけではないのである。この仕組によると當時七十餘の官衙が中央にあつたから、<sup>(5)</sup>總利息収入は年三萬二百四十貫となり、胥士賃錢収入の約二倍にあたることになる。

ところが公廩本錢は復活すると問もなく、貞觀十五年、年内に諫議大夫褚遂良を先頭とする貴族官僚の反對にあつて廢止された。<sup>(6)</sup>けれども貞觀二十一年には、再び復活され、

十五年の制と同じ原則の下に行われて居る。<sup>(7)</sup>

官僚の数が急激に増大したと云われる高宗の時代に入ると、これまでの史料には見られなかつた本錢の財源に充てられるもののはつきり指定されて居る。

高宗の永徽元年、公廩本錢は一旦廢止されるが、<sup>(8)</sup> 其後、天下百姓から税錢(戸税)をとりたてて、これを資本として、高戸・典正等に廻易させて毎月利息を徴収することにした。然るに、やがて税錢の収入が増大したためであろうか、官僚の俸給は専ら税錢収入によることになつた。<sup>(9)</sup> 但し外官のためには公廩本錢があつてその利息が俸給にあてられて居る。その後、又何時の頃からか戸税を本錢とする公廩本錢の出擧が行われたらしく、<sup>(10)</sup> 其の弊害がやかましく議論されるようになつた。<sup>(11)</sup> 開元十年には、<sup>(七二二)</sup> そのために張嘉定の條陳を容れて公廩本錢の制を罷めて戸税で俸給を賄うこととした。<sup>(12)</sup> けれども、戸税収入には限度があり、財政の膨脹に従つて戸税の支途が多岐に亘るようになると、官僚の俸給に對する財源としては不足を覺えるようになつたので開元十八年、<sup>(七三〇)</sup> 李朝隱の請を容れて戸税を本錢とし、之を自ら捉錢にあたることを願ひ出た高戸・典正等に委ねて利息を徴収して居

る。<sup>(13)</sup>

公廩本錢の利息収入は開元十八年以後、飛躍的に増加したものと云われ、開元二十四年、<sup>(七三六)</sup> これまで、月俸、食料、防閑、庶僕、雑用の名目に分れて居た官僚の俸給をすべて月俸の名の下に統一して居る。<sup>(14)</sup> 防閑、庶僕は次第に賃錢を徴収して必要数の防閑、庶僕を雇う資金とさせ、餘りは官僚の所得にさせて居たが、<sup>(15)</sup> ここに於て一括して月俸の中に繰り込み、防閑、庶僕費として徴収する賃課は他に流用出来るようにした。つまり、公廩本錢の利息収入は防閑、庶僕賃錢納入の時期を待たなくても毎月、月俸の中に防閑、庶僕費を組み込むことが出来る迄に増加したのである。又、天寶十四載には、<sup>(七五五)</sup> 文武九品官以上の官員の月俸の二十パーセントのベースアップを行つて居る。天寶中は戸税収入も増加して居るので、<sup>(16)</sup> 戸税を本錢とする公廩本錢の利息収入も官僚の俸給をベースアップするに堪え得る見透しの立つ迄に増加して居たのである。

公廩本錢の支途は開元二十四年頃の館貼本錢<sup>(17)</sup>を初として、次第に多方面に伸びて行き、代宗の寶應元年頃には單に公廩本錢とは云わずに、<sup>(七六二)</sup> 諸色本錢と云うようになつてきた。<sup>(18)</sup>

安史の亂の騷亂が収まると、青苗錢を徵收して、至德二年以後永らく停止されて居た官僚の俸給を支給することになつたが、徳宗の建中二年から貞元元年にかけての騷亂に於いて再び官僚の俸給は叛亂鎮定後の復舊を約束して大巾に減額され、ついには全く支給されぬことになつた。この亂が漸く鎮靜に向つた興元元年十二月、官僚の俸給の全給が決められたが、全額支給となると兩稅收入のみには頼れないので差しあたり財源が必要である。ここに又、公廩本錢の廻易による収入増加の手段がとられることになつた。貞元四年の統計では、京文武官、京兆府縣官は三千七十七員あり、俸給額は月五萬一千四百四貫六百十七文、年六十一萬六千八百五十五貫四百文あつたといふ。永徽中の十萬三千七百二十貫に比して四倍に相當する。貞元十二年に於ける利息収入は二十三萬二千八十五貫九十九文であるから、本錢の利息収入は俸給額の約三十七パーセントを補つて居たわけである。貞元以後官僚の俸給に充てられるための公廩本錢は食利本錢の名で史料に表れ、他の本錢より優先的に扱われて居る。

補註

(1) 唐會要、冊府元龜は設立の年代を武徳元年にかけて居るが以後の廢止、復活についての年代の記述も貞觀年間に於ける限り通典の記載と一致せず、會要、冊府元龜の間でも必ずしも一致しない。即ち、この差異を表示すると、次表のようになる。

通典		唐會要、冊府元龜	
年代	事項	年代	事項
貞觀十二年	公廩本錢罷む、胥士七千人をおく	貞觀十二年	公廩本錢罷む、胥士七千人をおく
貞觀十五年	公廩本錢復活、これを罷む		褚遂良建議、即ち

創設の年代を唐會要九十三の如く武徳元年にかけるのは唐建國の年代と一致せしめたにすぎず、公廩本錢創設の實際の年代は社會が漸く安定に向つた貞觀年間に入つてからのことであろうと考える。従つて、貞觀年間に於ける廢止と復活については通典の記載に従つた。

なお、鞠清遠氏は武徳中より設けられたものとされ(同氏唐代財政史)、劉興唐氏は貞觀中よりとされて居る(同氏唐代高利貸業 食貨 一一二)。

(2) 通典では公廩本錢と他史料の記すものを單に公廩とのみ記して居る。

(3) 通典のこの記載は、冊府元龜卷五百五俸祿一に載せる武徳元年にかけるものと殆んど同じものである。行署は、大唐六典卷二吏部郎中に、

凡未入仕而東京司者。復分爲九品。通謂之行署。

とある。番官は、六典卷一掌固の條の夾注に、  
與亭長。皆爲番上下。通謂之番官。轉入府史。從府史轉入令  
史。選轉皆試判。

とある。

(4) 大唐六典卷三戸部

凡諸親王府屬並給士力。の夾注、

其防閑、庶僕、白直、士力納課者。每年不過二千五百文。

(5) 通典卷三十五職官十七祿秩 貞觀十五年褚遂良上奏。

(6) 註(5)に同じ。褚遂良の反對理由は、捉錢令史をして利息を納入  
させて、その代償として官を授けることは賈官の風であり、風  
俗を紊亂し、官紀を亂すものであるといふのであつたが、貴族  
官僚の侮蔑する令史が商販の才によつて急速に官界に登場する  
ことに對する反感がその裏にあつたであらう。

(7) 通典卷三十五祿秩 貞觀二十一年の條。

(8) 通典卷三十五祿秩 永徽元年の條。

(9) 通典卷三十五祿秩 永徽元年の條。

(10) 通典卷三十五祿秩 永徽元年の條。

新唐書卷五十五食貨志にこの頃のものと思われる各州縣の公廩  
本錢の數量を記して居る。

(11) 冊府元龜卷五百六俸祿二 開元六年、崔沔の上奏。

(12) 冊府元龜卷五百六俸祿二 開元十年の條。

(13) 唐會要卷九十三諸司諸色本錢上 開元十八年の條。

(14) 唐會要卷九十一内外官料錢上 開元二十四年の條。

(15) 濱口重國氏「唐代に於ける兩税法以前の徭役勞働」東洋學報二

十一、二十二

(16) 唐會要卷九十一内外官料錢上 天寶十四載の條。

通典卷六賦稅下に天寶中の賦稅收入を列擧して居るが其中に、  
按天寶中天下計帳。戸約有八百九十餘萬。其稅錢約得二百餘  
萬貫。

とある。

(17) 大谷探險隊將來西域出土漢文書三五〇〇「柳谷館貼錢文書」は

開元二十四年の年が記されて、捉錢にあつての本錢數と納入  
すべき利息數を記し、本錢を館貼本錢と記して居る。なお同文  
書三四八二「西州都督府及天山縣官衙記錄」の中に  
□禮等捉宴設本錢。每月二日徵利送州事。

という部分があり、宴設本錢なるものもあつたことを示して居  
る。

(18) 唐會要卷九十三諸司諸色本錢上 寶應元年の條。

(19) 冊府元龜卷五百六俸祿二 建中三年の條。

(20) 冊府元龜卷五百六俸祿二 興元元年の條。

(21) 唐會要卷九十三諸司諸色本錢上 貞元元年の條。

(22) 唐會要卷九十三諸司諸色本錢上 貞元四年の條。

(23) 通典卷三十五祿秩 永徽二年の條。

每歲供給俸食等錢并防閑<sup>庶</sup>僕<sup>及</sup>雜錢等 總一十五萬三千七百二十貫。  
員外官不在此數。

(24) 冊府元龜卷五百六俸祿二 貞元十二年に、御史中丞王顔が各司  
の息錢數を上奏して居る。唐會要にも同じものを記して居るが、  
冊府元龜の方がより詳細であるので、ここでは冊府元龜に従つ  
て總計した。

## 三 捉 錢 戸

公廩本錢が創設された頃は、各官衙の番官、行署などが本錢を託されて廻易してそこからあがる利益だけを官衙に収めて居たので、別に利息を徴収することはなかつた。従つて、幾何の額を納めよ、というきまりもなかつた。<sup>(1)</sup>

本錢を廻易させて利息を徴収するということが行われたのは貞觀十五年以後のことである。この時には、捉錢令史と呼ばれるものが置かれて、彼等は月四千文の利息を納入する義務を負つた。<sup>(2)</sup> 永徽中には、高戸を招いて捉錢に従わせることになり。<sup>(3)</sup> ここに捉錢の仕事は一般民戸の色役になつたわけである。開元十八年には、官衙から一方的に指定することは止めて、特に自ら情願するものに限つて捉錢に従わせることにして居る。捉錢令史の名はこの頃に消滅したものと思われる。

捉錢に従うものは徭役を免除されて居たが、<sup>(4)</sup> 後には子孫にまでこの特權が傳えられて、捉錢人の身分は世襲となり、捉錢戸なる一特殊戸が成立した。唐會要卷九十三諸司諸色本錢上、乾元元年の條に、  
(一七八)

諸使捉錢者。給牒免徭役。有罪。府縣不敢劾治。民間有不取本錢。立虛契。子孫相承爲之。

とあり。捉錢戸は、その屬する官衙から該官衙の捉錢戸であることを證明する身分證明書を給されて徭役を免除されて居り、彼等が罪を犯しても府縣では彼等の背後にある中央官衙の威勢を恐れて敢えてこれを追究處罰しようとするものがなかつた。このために、民間では、子孫にまでその特權を傳えようとするものがあつた。この爲に官衙に對して虚契を立てて本錢を借りたことにし、捉錢戸の身分を保つたのである。このように、徭役逃れに捉錢戸の身分を利用しようとした者もあつたが、一方では徭役以上に重い利息の収奪のために破産する者も現れ、そのため政府でも財力豊かな者を選んで捉錢させ、種々の差遣を免除して捉錢に専念させようとする勅令を出した。唐會要卷九十三諸司諸色本錢上

賣應元年の條に

勅。諸色本錢。比來將放與人。或府縣自取。及貧人將捉。非惟積利不納。亦且兼本破除。……今……揀擇當處殷富幹了者三五人。均使翻轉廻易。仍放其諸色差遣。庶得永

存官物。又冀免破家。

とある。

捉錢戸には州縣の裁判から逃れ得る特典と、夫役を免除される特典が伴つたが、それ以上に重い利息の納入を負擔せねばならなかつた。唐律疏議卷十五廢庫第十六條諸監臨主守の條に

所貸之人。不能備償者。徵判署之官。

とあり、公廩、及公廩物を貸りて償却出來ないと、その司の判官以下主典にその賠償をさせる定めであつた。従つて、諸官衙の責任者が捉錢戸に對して利息納入をせきたてることも勢い急ならざるを得なかつたであらう。又、捉錢戸は當然他に高利貸して利息を徵收して居たと思われる。この場合、上からの利息徵收が急になればなる程捉錢戸の借錢者に對する追求も激しくなるのは當然の成行きであり、このために苦しめられる貧戸の存在も由々しき問題になつた。

冊府元龜卷五百七俸祿三 元和六年の條に、

御史臺奏。諸使應有捉利錢戸。請同臺省例。如有過犯差遣。並任府縣處置。從之。

とあり、捉利錢戸の處置は府縣に任せようと云つて居るが、

從來、捉利錢戸の處置は府縣では中央の威を恐れて手控えていたことがわかる。ここでは「之れに従う」とあるが、既成の事實は、遽に變更出來なかつたらしい。冊府元龜卷五百七俸祿三、元和六年の條に、

御史中丞柳公綽奏。……諸司諸使應有捉利錢戸。其

本司本使。給戶人牒身稱。準放免雜差遣夫役等。如有過犯。請牒送本司本使科責。府縣不得擅有決罰。仍永爲常式者。云々。

とあり、諸官衙の給する捉利錢戸の身分證明書には、捉利錢戸は差遣、夫役等の差科を放免すること、もし犯罪があれば彼の所屬する官衙で科責するから府縣で勝手に處罰してはいけないと記されて居た。この様に捉利錢戸が差科を放免され、たとい犯罪があつても府縣で處分することが出來ないとなると、人々は競つて中央の官衙に情願してその官衙の捉利錢戸にならうとする。柳公綽はその上奏中に、今、據閑廐使利錢案。一使之下已有利錢戸八百餘人。訪聞。諸司並同此例。戶免夫役者。通計數千家。況犯罪之人。又常僥倖。所稱捉利錢戸。先亦不得本錢。百姓利其牒身。情願虛立保契。文牒一定。子孫相承。



と、捉錢戸は閑廐使だけでも八百人餘も居り、全官衙を通計すると捉錢戸であると云う理由で夫役を免除されるものは數千家に陞つた。<sup>(5)</sup>又犯罪人は捉利錢戸の名の下に目こぼしにあずかる始末である。ところが捉錢戸とはいうものの、彼等の目のつけどころは、夫役の免除と犯罪に對する處罰逃れにあるので本錢の支給を受けて居ない。だから、天下の人民は捉錢戸の特典を目當に、官衙に運動して證明書を受ける。一度證明書を手に入れるとしめたもので、子孫にまでその身分が傳えられた。といつて居る。柳公綽は更に、捉錢戸の處罰逃れの實例として次の様な例をあげて居る。

至如劉嘉和情願充利錢戶事。唐會要由緣與人毆鬪。打人頭破時。便於閑廐使。情願納利錢。得牒身。免府縣科決。實亦不得本錢。

と、劉嘉和という者が、閑廐使の捉錢戸に充てられんことを情願したのは、實は、或人となぐり合ひの喧嘩をして、相手の頭に傷を負わせてしまつたので、すぐさま、閑廐使に出頭して利錢を納めるからといつて閑廐使の捉錢戸であるという證明書を得て府縣の處罰を免れたので、實際には本錢などは受領して居ない名目のみの捉錢戸であつた。是

れより先、劉嘉和は或る事件のために州縣の官に分外の處分を受けたと訴えたので、御史臺では劉嘉和が證據として所持する閑廐使發行の身分證明書をしらべあげたところが右の様な次第が判明したのである。<sup>(6)</sup>

そこで柳公綽は、

「請うならくは、諸司諸使の管轄する利錢戸は、御史臺の本錢を出舉されて利を納入するの人の例により、諸司諸使が更に妄りに勅によるといつて證明書を給して夫役に差遣するを免れることを得るなからしめ、又、あやまちがあれば府縣が處分するのを許されよ。又、先に給した身分證明書は、すべて該官衙に命じて收毀させ、もしこの整理が完全でなければ、責任者を科責し、捉錢戸で元元本錢を受け取つて居ない者は以後利息を納めなくともよいようにせられよ。そうすれば州縣では、差科の對象である民夫の數が減少したり、姦人が捉錢戸の身分を利用して處罰の目こぼしにあずかることはなくなるのでありましょう。」

と對策を進言して居り、朝廷ではこの奏を容れて從來發行した證明書はすべて無効とし、もし後に、無効になつた證

明書によつて夫役を免除されようとする者があれば、京兆府におくつて處罰することにして居る。<sup>(7)</sup>

柳公綽の上奏の間には、官衙の官典の中にも、特典にあふれた證明書の發行を條件に賄賂を要求して自己の懐を肥やそうとする者があつたらしいことがおわされてゐる。

捉錢戸の特典はこのようにして取り去られたが、特別の場合には捉錢戸に特典を與えることがあつた。冊府元龜卷五百七俸祿三 <sup>(八三三)</sup> 太和七年の條に、

勅。中書門下省。所將本錢。與諸色人。給驅使官文牒。

於江淮諸道經紀。每年納利。並無元額許置。如聞。皆是

江淮富豪大戸。納利殊少。影庇至多。私販茶鹽。頗撓文

法。州縣之弊。莫甚於斯。宜並勒停。兩省先給文牒。仍

盡追収。其去年所減人數。雖無挾名。尙執兩省文牒。亦

宜収訖聞奏。以後不承正勅。不在更置之限。

とあり、中書省、門下省では本錢を給與すると、證明書を與えて、江淮の各處で「經紀」させて居たが、此等は皆江淮の富豪の戸である。ところが利息を納めることは至つて少く、多くは捉錢戸の名にかくれて稅役免除を企む「影庇」の戸である。その上、禁じられて居る筈の茶・鹽を私販し

て國法を蔑ろにして居る。しかるに、州縣では中書省、門下省の特許を有する彼等の背景にあるものが恐いので取締ることが出来ぬ有様であつた。この様に、すでに元和六年 <sup>(八一二)</sup> に停止された筈の特典は太和七年頃 <sup>(八三三)</sup>、中書門下兩省に限つて存在して居たわけである。なお前年に特許捉錢戸の數を減じたので、台帳から名前を削られて居るのに、依然として舊特許狀を惡用して居るものもあつたことも知り得る。

捉錢戸はまた、官本に私本を添加して出舉して私利をかせぐことが可能であつた。これは捉錢そのものの性質からもたらされるものである。官衙から本錢を給されてこれを廻易して利益をあげて高額の利息を納入しなければならぬので、捉錢戸は官に収める利息を上廻る利益をあげて、官に納入する利息が自己の資財を侵蝕することを防止しなければならぬ。それ以上に、捉錢戸の立場を利用して自己の資産を殖そうと企むのは自然の成行であろう。官本の場合には私本による場合より高率の利息を取ることが出来たから、捉錢戸は官本に私本を添加して官本並の利息を要求することも考えられぬことではない。冊府元龜卷五百七俸祿三 <sup>(八一六)</sup> 元和十一年の條、右御史崔從の上奏に、

捉錢人等。比緣皆以私錢添雜官本。所防耗所(折)。裨補官利。近日訪聞。商販富人。投身要司。依託官本。廣求私利。可徵索者。自充家產。或逋欠者。證是官錢。非理逼迫。爲弊非一。

とある。富豪の商人は競つて中央の有力な官衙の捉錢人となり、官本に依託して私利をあげようと企てた。もし利益が擧るとこれを自己の資産の中に入れてしまい、もし貸與した本錢の利息が滞ると、これは官錢であるからと云つて貸してやつた民から不法な利息の取立てをして法外の苦しみを與えた。このような事情に鑑み、崔從は「捉錢戸が官本に私本を添加することは許しても、私本の數は官本の數以下とし、或る時期に勘責を加えて官本以上に私本を加えていたら、剩餘分は官に沒收し、なお剩餘分の量によつて處罰を加えよ。」といつて居る。<sup>(9)</sup>又、當時、本錢支給の控への帳簿が完全でなく、時には捉錢戸の姓名、本錢數が明記されないこともあつたらしく、崔從は、これも併せて明確にせよと云つて居る。<sup>(10)</sup>

捉錢戸の地位を利用して自己の利益までもあげ得た富裕な戸が存在すると、その反面には、利息のとりたてに苦し

む貧民があるのは當然考えられることである。彼等は、このために破産したり、逃亡したりした。

唐會要卷九十三諸司諸色本錢上 貞元元年の條に、

九月八日勅。自今後。應徵息利本錢。除主保逃亡。轉徵鄰近者放免。餘並準舊徵收。

とあり、本錢の出擧を受けた本人及び保人が利息を納め得ず(八〇五)に逃亡したので、利息をその近隣の者に肩代りさせて居たものは徵收を免除して居る。又、同書、貞元二十一年の條にも、

中書門下奏。勅釐革京司息利本錢。應徵近親。及重攤保。并遠年逃亡等。今年四月十七日勅。本利并放訖。……

とあり、同じ様な事情にある者の本錢及び納入すべき利息を放免して居る。高利の金を借りる者は貧戸であるから、官衙の利息徵收が急になると結局逃亡してしまうので官衙では今度は近隣に辨償させるが、その弊が他に及ぶので朝廷では、本錢及び利息の帳消しを行つたのである。この様にして流失したので填め合せねばならぬ錢數は、貞元二十一年には約二萬六千貫文に及んだ。<sup>(11)</sup>元和六年以後には、このような逃亡の記事、本錢、利息放免の記事が目立つて多

くなつて居る。これは、夫役の免除や、州縣の裁判權からの廻避の特典が捉錢戸から取除かれると、捉錢戸には貧戸が多くなつたことによるものと考えられる。捉錢戸は初めは高戸の情願するものを限つて取つて居たが、前記の特典が取去られると、情願する者が少くなつた。しかし、官僚の俸給は月々要求されるので捉錢事業は中絶するわけには行かないから、貧戸であろうと出舉を受けたいと云うものにはほとんど貸附けを行つたものと考えられる。白香山集卷四十六策林 議百司食利本錢に、

臣伏見。百司食利。利出於人。日給而經費有常。月徵而倍息無已。然則舉之者。無非貧戶。徵之者。率是遠年。

故財竭於倍利。官課積於連債。至使公食有闕。人力不堪。弊既滋甚。

とあり、食利本錢の出舉を受けるものは貧戸ばかりなので、徵收される利息のために私財が賣り拂われて利息にあてられる有様であつた。官錢を借りて利息を納められず、又、本錢そのものを使い込んだりすると、私財を賣拂つてでも辨濟させ、徴すべきものがないときは、官衙の責任者がその責を負うというのが唐律の規定であつたので、官吏はこ

のような未納者が出ると、私財隠匿ではないかと疑い、無期限に獄につないで、負債を取立てようとした。白香山集卷四十二奏闕鄉縣禁囚狀に、

右伏聞。前件縣獄中。有囚十數人。並積年禁繫。其妻兒皆乞於道路。以供獄糧。……今前件囚等、欠負官錢。誠合填納。然以貧孤獨。唯各一身。債無納期。禁無休日。至使夫見在而妻嫁。父已亡而子囚。……。

とあり、虢州闕鄉縣(河南省)の縣獄に繋がれて居る囚人十數人は、すでに長年月を経て居り、其妻子が乞食をして獄糧の差入れをして居る。これ等の囚人は、官錢流失の責を問われたものであつて欠額は私財を賣拂つてでも填合せすべきであるが、けれども自身の身體以外に填合すべき手段を持たない。夫が現在しながら妻は生活に困つて他に嫁ぐことがあつたり、本人がもし死亡すると今度は子が代つて獄に囚えられることなどがあつたのである。これがすべて捉錢戸、或は捉錢戸から錢を借りたものであるかどうかは判明しないけれども、これらの者を含んで居るであろうことは充分推測出来る。

この様にして、捉錢戸の役は、人民にとつて次第に堪え

がたいものとなつて行つた。諸色本錢が多岐に亘り、要求が強まり、一方財政が紊亂すればする程、困苦の度合は増加して行つたのである。

補註

- (1) 通典卷三十五祿秩 貞觀二年
- (2) 通典卷三十五祿秩 貞觀十五年  
文獻通考卷五征權 貞觀十五年
- (3) 通典卷三十五祿秩 永徽元年  
文獻通考卷五征權 永徽元年
- (4) 冊府元龜卷五百六俸祿三 開元六年
- (5) この記述から考えると、捉錢戸になるとその戸の丁夫はすべて諸色の差科を免れたものらしい。  
差科は兩税法施行以後も兩税に對立する義務として人民に課されたものであつた。その義務に相當する役として捉錢は考えられて居たものと思われる。
- (6) 冊府元龜卷五百六俸祿二 元和六年
- (7) 冊府元龜卷五百六俸祿二 元和六年 唐會要にはかかる詳細な記載はない。
- (8) 唐會要卷八十八雜錄 開元十六年  
二月十六日詔。比來公私擧放。取利頗深。有損貧下。事須蠲革。自今已後。天下負擧。祇宜四分收利。官本五分收利。
- (9) 冊府元龜卷五百七俸祿三 元和十一年
- (10) 冊府元龜卷五百七俸祿三 元和十一年
- (11) 冊府元龜卷五百七俸祿三 貞元二十一年

#### 四 公廩本錢の利率

公廩本錢の目的は、一定の本錢からより大きな収入を得ることにあつた。故に捉錢戸の要求される利率は當然高いものであつた。すでに、開元十六年には官本の出擧による利率は私本よりも一分高いことが認められて居る。<sup>(1)</sup> 高率の利息を要求されるために破産する者があつたくらいである。<sup>(2)</sup> 貞觀十五年頃、捉錢令史が要求された利息は、前に掲げた史料から計算すると月利八分、年利九割六分である。

開元六年頃には、利率は月七分、年八割四分になつて居り、<sup>(3)</sup> 開元十八年には年六割になつた。<sup>(4)</sup> 開元十八年の利率はその後も引繼がれて穆宗の長慶三年頃迄續いたようである。<sup>(八三三)</sup>  
冊府元龜卷五百八俸祿四 會昌元年に、<sup>(八四一)</sup> 戸部の上奏を載せて居るが、その一節に、

准長慶三年十二月九日勅。賜諸司食利本錢。共八萬四千五百貫文。四分收利。一年祇四萬九百九十二貫文。

とある。長慶三年から食利本錢の利率は月四分、年四割八分に引下げられたのである。

開元十八年以後の公廩本錢の要求する利率は、年十之六

(一六割)、月にすると五分になるが、當時の利率の算定のための好史料がある。大谷探險隊將來西域出土漢文書、三五〇〇「柳谷館貼錢文書」がそれである。この文書は開元二十六年のもので、本錢數、毎月の利息、一年の利息數を傳えて居る。

次にその文書を掲げる。

柳谷館

洿林城百姓捉館貼本錢

參拾參阡陸伯肆拾壹文

毎月當利壹阡伍伯捌拾貳文

計壹周年利當貳拾阡壹伯捌拾肆文

數內從廿六年七月□□領得□伯玖拾貳文。

本文書の目錄に書かれた通りの數で、本錢に對する利息の率を求めると四分七厘何がしという數字が出て、五分にほぼ近い數になり、開元十八年の利率によつてゐることがわかる。ところで年利を十二ヶ月で除算すると月に千六百八十二文という數が出て、本文書の月利數と合わないで月百文の差が出る。それで本文書の壹阡伍伯捌拾貳文という月利はおそらく壹阡陸伯捌拾貳文となるべきであらう

と考へる。この數で計算しても正確に五分という數は出ないが、目錄で補足された通り伍にするよりはむしろ近い數であらうと思はれる。

なお、利息納入は法定通りにきちんきちんと行われて居らないことも本文書の既納入利息數を見て知られる。

利率は唐初から唐末へと次第に低くなつてゐる。これは、捉錢事業の發展につれて金融業が發達して、寺院等が盛んに貸付を行うようになると獨り官營金融業とも云へる捉錢事業の利率だけを民間金融業より優位な立場におけなくなつた事情があるのではなからうか。

捉錢事業は國家財政の財源不足を補うことがその目的であつた。とすれば、高率の利息の要求は民が次第に、より低利の民間金融に趨ることになり目的とする効果が上らぬことになるであらう。この點から云へば捉錢事業は金融業の發達とそれに伴う貨幣經濟の一般化という思いもかけぬ影響を残したのであつた。

又、長年月捉錢戸となつて居る間に、本錢の何倍にも及ぶ利息を納めなければならぬ捉錢戸が生じ、破産したり逃亡したりする者が續出したからでもあらう。<sup>(5)</sup>元和十一年、

東都御史臺管下の捉錢戸には、貞元十一年から元和十一年末までの二十一年間に利息納入が十倍を超える者二十五戸、貞元十六年からの十六年間に七倍を超える者百五十六戸、貞元二十年から十一年間に四倍を超える者が百六十八戸に達したと云う。<sup>(6)</sup>このように何倍もの利息をとられるのに堪え兼ねた捉錢戸は逃亡をもつてこれに應じたが、だからと云つて利息の徴収を罷めるわけには行かないから、これを近親、保人に肩代りさせる。けれども近親保人も逃亡したり、死んだりすると外に對策もなく、「虚しく錢數は掲げられても實がないから公食にしばしば欠乏が生ずる」状態になつた。<sup>(7)</sup>長慶年間利率の引下げをしたからと云つても、冊府元龜卷五百八俸祿四 會昌元年にあるように、

雖有四分收利之名。而無三分得利之實。

といつた有様であつた。

最後に、食利本錢の利息収入がどのくらいあつたかを記した史料は極めて乏しい。貞元十二年の數と會昌元年の數が僅に存するが、貞元十二年の統計では、總計約二十三萬二千貫文となり、<sup>(8)</sup>貞元四年の俸料數六十一萬六千貫文の約四十パーセントを占める數に相當する。<sup>(9)</sup>俸料必要額の四十

パーセントにも達する収入を得ることが可能であるとすれば朝廷はますます本錢事業に積極的ならざるを得なかつたわけである。

#### 補註

- (1) 唐會要卷八十八雜錄 開元十六年
- (2) 冊府元龜卷五百六俸祿二 開元十年
- (3) 冊府元龜卷五百六俸祿二 開元六年
- (4) 唐會要卷九十三諸司諸色本錢 開元十八年
- (5) 冊府元龜卷五百七俸祿三 元和九年
- (6) 冊府元龜卷五百七俸祿三 元和十一年
- (7) (6)に同じ
- (8) 冊府元龜卷五百六俸祿二 貞元十二年
- (9) 冊府元龜卷五百六俸祿二 貞元四年

### 五 むすびにかえて

唐代の本錢事業の中で捉錢戸というものが特にクローズアップされるのは兩稅法施行以後に於いてである。

徳宗の建中元年、兩稅法が施行され、均田制の收奪原理による人身的收奪は廢棄され、資産を基準とする課稅法が採用された。ここに於いて口分田は兩稅地と呼ばれ永業なことが認められて農民の土地に對する保有權が保證され

た。農民に對する課税は「兩税の他には一錢も課さない」約束であつたが、安史の亂以來、その力を伸長して來ていゝる軍閥に對する壓殺政策から兩税は禁軍の兵力維持に振向けられ、兩税のみでは足りないので除陌錢、税間架などが徴収された。建中から貞元初年に及ぶ叛亂はこれら附加税に端を發するものであつた。この亂が鎮まるとこれらの税目は撤廢されたが、朝廷では藩鎮に對する禁軍をいよいよ強化せねばならないので兩税収入は大部分が兵士の衣糧に費され、朝廷の費用、官僚の俸給は他に仰がねばならなかつた。ここに本錢の出舉によつて利息を取る捉錢が前にもまして大規模に行われることになり、捉錢の役は他の差科に相當するものとして重視されたのであつた。

捉錢戸には差科の免除という特典が附帶したから、富戸は官衙の官僚と結託して名目上の捉錢戸となり差科を免除され、捉錢戸の地位を利用して貧戸に對する収奪に力を注いだ。ここに浮出した本錢は、一時凌ぎに借りようとする貧戸に出舉され、その高利の利息は差科免除以上の負擔となつて貧戸の肩にのしかかつた。やがて、捉錢戸に對する差科免除の特典が廢止されると、富戸はなお差科免除の公

認された禁軍の名で門戸を影庇することが多くなり、捉錢戸は貧人に非ざる無き状態になつた。納入出來ぬ利息は私財を賣拂つても辨濟せねばならなかつた。これに加えて、富戸の禁軍名目による影占に伴う賦税の不足額は、一般農民に轉嫁されて朝廷の収奪はますます積極的になつて行つたので、兩税法施行によつて、自營農民として出發した貧農層は、度重なる負債の辨濟のために折角得た田地を富豪地主や商人に賣拂わねばならぬ破目になつた。貧農層の零細な田地はこうして大地主の下に集められたが、朝廷の捉錢事業の積極化と、貧窮捉錢戸の出現とは、自營農民層の没落と大土地所有制の發展に拍車をかける一因となつたものと考ふる。

〔附記〕

本稿は昭和三十三年度修士論文として提出したものを書き改めたものである。御指導を賜つた宮崎教授初め諸先生方に厚く御禮申し上げる次第である。

(三三・七・三一)



to rectifying the evils Emperor Yungchêng (雍正) sent qualified candidates to the provinces to wait for vacancies, while he appointed the experienced to more important posts and the unexperienced to less important ones. This system was called waipu (外補). Though the system assumed more consummated features under Emperor Ch'ienlung (乾隆), the actual power of installation became invested in the hand of provincial governors.

### **Maritime Transportation and Shipping Merchants in Ch'ing**

*Michiko Yamaguchi*

The shipping merchants, who prospered until about the Chiach'ing (嘉慶) era, began to fall into rapid decay in the eras of Hsienfêng (咸豐) and T'ungchih (同治) due to the following causes; various restrictions imposed upon them after the Taokuang (道光) era and the competition of Western shipping merchants. The impact of activities of foreign merchants has been often explained in the light of the backwardness of China. But at the same time the governmental restrictions imposed on the Chinese shipping merchants played an important role in checking their activities. The present study is an attempt to explain the decline of the shipping merchants from the institutional standpoint.

### **The Choch'ienhu (捉錢戶) in T'ang (唐)**

*Hiroo Yokoyama*

Though the T'ang officials were, as a rule, paid out of the land tax income, this system began to fail because of the shortage of revenue. Consequently, a new source of revenue called Kungchieh pêngch'ien (公廨本錢) was set up to patch up deficiency in the pay roll by expending the interest therefrom, and later the new tax which was thought as a temporary measure came to assume a more important feature in the taxation system. Choch'ienhu is a name given to the household which was given the privilege of borrowing the Government funds and owed the obligation to pay interest.

In the beginning it was exempted from corvée ; hence many people looked for being designated as choch'ienhu with consequent evil practices. Thereupon, the the choch'ienhu was dearived of its privilege, and most of the choch'ienhu became impoverished, because they were obliged to pay interest as high as 30 to 50 per cent. The author concludes that the choch'ienhu's corvée played a considerable part in the decline of the landed farmers' class and the development of large scale landownership.